

留学生のみなさんへ

## 民間アパートの連帯保証制度（機関保証）について

日本では、民間アパートの契約をする時には、一般的に連帯保証人が必要です。神戸大学では、大学の連帯保証制度（機関保証）を行っていませんので、不動産会社等が指定する民間の保証会社を利用してください。

ただし、2018年12月31日までに入居を開始して、神戸大学が連帯保証人になっているアパートについては、契約内容に変更がない場合にかぎり・転居・卒業まで神戸大学の連帯保証を継続します。

### ●これから民間アパートの契約をする留学生のみなさんへ

#### ○ 民間保証会社

連帯保証人を見つけることが難しい場合は、民間の保証会社を利用してください。アパートの契約時から退去時まで外国語でのサポートができる下記の保証会社を紹介します。ただし、保証会社の選択は、最終的に家主・不動産会社等が決定します。

#### ◆ 株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）

（URL: <http://www.gtn.co.jp/>）

保証料：1年目は賃料（賃料とは家賃、共益費、管理費の合計金額をさす）の30%  
（ただし、最低保証料 15,000円）

2年目以降は毎年10,000円

生活相談サポート：電話等による外国語でのサポート（無料）

対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語

サポート内容：入居時及び入居中の相談

1. 入居・退去時の電気・ガス・水道に関する手続き説明
2. 賃貸借契約の解約・更新手続き説明
3. 賃料滞納時の催告
4. ゴミ出し等近所住民とのトラブル
5. 入居者の連絡先の変更、入居者が長期不在時の連絡仲介など

\*卒業後も保証継続可能

#### ○ 火災保険

火災や水漏れ事故などに備えて、不動産会社等が指定する民間の火災保険等に参加してください。不動産会社等から指定がない場合は、大学生協の火災共済保険等に参加してください。

（大学生協学生総合共済）

URL: <https://kyosai.univcoop.or.jp/index.html> （日本語）

<https://kyosai.univcoop.or.jp/english/index.html> （英語）

#### 【大学生協の火災共済】

（保障内容）

##### 1. 借家人賠償責任保障

加入者の過失により火災や水もれ事故を起こし、借用戶室に損害を与え、貸主が

- ら賠償を求められた場合の保障
- 2. 家財の保障  
火災・落雷・風水害などにより家財が損害を受けた場合の保障  
※修理可能なものは修理費用を保障
- 3. 盗難家財保障  
借戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚された場合の保障

### ●現在、大学の連帯保証制度を利用している留学生のみなさんへ

契約内容に変更がない場合にかぎり、転居・卒業まで神戸大学の連帯保証を継続します。現在の契約内容や留学生住宅総合補償期間を確認してください。

下記の場合は、速やかに国際交流課にて必要な手続きをしてください。

- ・転居するとき
- ・留学生住宅総合補償の補償期限が近くなったとき
- ・アパートの契約内容を変更したとき（同居人の変更等があった場合など）
- ・賃貸借契約を更新または解約するとき
- ・アパートで、家事、水漏れ事故などが起こったとき
- ・卒業（修了）、退学等で神戸大学を離籍するとき
- ・休学するとき

#### ◆留学生住宅総合補償の補償期間更新手続き

留学生住宅総合補償の補償期限が近くなったとき、名前と希望する加入期間（6か月、1年間もしくは2年間）を国際交流課へ連絡してください。加入金の払込票が発行されますので、それを持ってコンビニエンスストアにて支払いを済ませてください。

（保険料等負担金）6か月加入の場合 2,000円、1年間加入の場合 4,000円、  
2年間加入の場合 8,000円

留学生住宅総合補償の契約期間が過ぎた場合、連帯保証人は解除します。

必ず満期日までに更新をしてください。

尚、卒業、退学等が確認された場合も連帯保証人を解除します。

わからないことがあれば、国際交流課に連絡してください。

（問い合わせ先）

神戸大学国際部国際交流課留学生支援グループ

TEL:078-803-5264

Email: stdnt-ryulife@office.kobe-u.ac.jp